

高齢者おむつ等給付事業の方向性について

取組と見直しの背景等

【事業の目的】

おむつを使用されている方におむつ又は尿取りパッド（以下「おむつ等」という。）を給付することにより、その世帯の経済的な負担を軽減し、福祉の増進を図る。

【事業の概要】

○対象

市内に住所を有する65歳以上の高齢者（住民税が非課税の者に限る。）で、おむつ等を使用している要介護3から要介護5までの方（※）及び3歳以上の常時おむつ等を使用している身体障害者手帳2級以上の方又は愛の手帳2度以上の方。

○給付方法

月額5,000円を限度に現物給付

（※）対象者の特例あり〈裏面〉

【見直しの背景(国における取扱い等)】

平成27年の厚生労働省通知で、地域支援事業における、おむつ等介護用品の支給は原則として対象外とされ、対象者の段階的縮小や住民税非課税者に限定することで、例外的な激変緩和措置として、地域支援事業を財源に実施して差し支えない取扱いがされていたが、令和2年11月の通知で、その取扱いが令和6年3月末で終了することが示された。

【第8期介護保険推進委員会での検討結果】

地域支援事業の措置期間が経過して、財政負担が避けられないことから、「給付対象者」及び「給付限度額」の検討を行うこと。

その上で、多摩26市中17市が一般財源で取り組まれていることを踏まえ、財源の在り方についても検討すること。

検討に当たっては、前回の第7期の委員会の報告と同様に、利用者の意見やケアマネジャーの聞き取りなどにより、給付の実態を踏まえること。

今後の方向性

令和6年度

特例的に給付している、要支援1から要介護2までの対象者について、常時おむつ等が必要な状態であるなど、おむつ等の使用状況に応じて対象者を限定する。

令和7年度

要支援1から要介護2までの対象者の給付の可否について検討を行い、歳出予算等を考慮した上で、調整を図る。また、最終的な対象者を要介護3から要介護5にすることの検討を行う。

令和8年度

要支援1から要介護2までの対象者の給付の可否について検討を行い、歳出予算等を考慮した上で、調整を図る。また、最終的な対象者を要介護3から要介護5にすることの検討を行う。

給付状況（令和4年度実績）

| 認定区分 | 人数 | 金額 | 令和6年度以降 | | |
|------|-----|------------|------------|-----------|-----------|
| 要支援1 | 16 | 734,680 | | | |
| 要支援2 | 43 | 1,813,800 | | | |
| 要介護1 | 103 | 4,108,270 | 9,352,610 | | |
| 要介護2 | 136 | 5,244,340 | | | |
| 要介護3 | 114 | 4,036,350 | 8,839,580 | 8,839,580 | 4,803,230 |
| 要介護4 | 89 | 3,345,340 | | | |
| 要介護5 | 33 | 1,457,890 | | | |
| 合計 | 534 | 20,740,670 | 18,192,190 | 8,839,580 | 4,803,230 |

地域支援事業 = 市負担19.25%（令和4年度決算見込み 20,740,670円 = 市負担 3,992,578円）

- ◆平成21年度 事業開始当初 [要介護3～要介護5]
- ◆平成24年度 事業拡大 [要支援1～要介護5]
- ◆令和3年度 段階的縮小 [住民税非課税、令和5年度には要介護3～要介護5に縮小]

〈対象者の特例〉

令和3年3月末までの給付対象者は、住民税が非課税である限り給付の対象としていることから、現在の市の制度では、財源の大きな減少にはつながらない。（全体の約56%）